第二　都道府県連合会が行う損害の額の認定

1　都道府県連合会は、法第百七十二条において準用する法第百三十条第三号の規定による通知を受けた場合であって、組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）が収穫前における検見又は実測の方法による収穫量の調査を行うときは、その通知に係る組合等の区域内の損害の額を認定するため、抜取調査の方法に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法又は実測及び検見の方法により行わなければならない。ただし、当該組合等の共済金を支払うべき損害が軽微であることその他の理由により調査すべき耕地が著しく僅少である場合には、連合会抜取調査を検見の方法により行うことができる。

2　組合等が第一第一項から第四項までの規定による調査（収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査への参加をもって連合会抜取調査に代えることができる。

3　組合等の区域に離島が含まれる場合において、組合等が当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行ったときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県連合会は連合会抜取調査を省略することができる。

4　都道府県連合会は、損害の額の認定を的確に行うため特に必要があると認めるときは、連合会抜取調査に併せて、共済事故による損害が発生した耕地の見回りによる調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。

5　都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を行わせるため、損害評価員を任命することができる。

6　都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

7　都道府県連合会は、連合会抜取調査を行うため、当該都道府県連合会の区域を区分して連合会抜取調査を行う単位となる地区を定めることができる。この場合において、当該地区を定めたときは、当該地区ごとに、当該地区を担当する都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

8　都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等の連合会認定区分ごとの共済減収量又は共済減少額を算定し、これに基づき、共済金の支払見込額である損害の額を認定するとともに、当該共済減収量又は共済減少額及び損害の額を組合等に通知しなければならない。

9　都道府県連合会は、前項の規定による認定に係る共済減収量又は共済減少額及び損害の額並びに保険金の支払見込額を政府再保険認定区分ごとに合計して、農林水産大臣に報告しなければならない。

10　前項の政府再保険認定区分は、農作物再保険区分（規則第二百三条に規定する農作物再保険区分をいう。以下同じ。）を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分とする。

11　都道府県連合会は、第九項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府再保険認定区分ごとの合計が、政府再保険認定区分別の農作物通常責任共済金額（共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を、政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超える部分の金額が政府再保険認定区分別の農作物異常責任保険金額（当該共済金額の総額に規則第二百七条第一項の危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府再保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農作物再保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該農作物再保険区分に係る再保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

12　都道府県連合会は、前項の規定による農林水産大臣の認定を受けたときは、その結果を組合等に通知しなければならない。

13　都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第八項、第九項及び第十一項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

14　都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第三　その他

1　組合等及び都道府県連合会は、第一及び第二の規定による損害の額の認定によることができない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、これらの規定にかかわらず、農林水産省経営局長の承認を得た方法により損害の額の認定を行うことができる。

2　組合等及び都道府県連合会は、麦に係る共済減収量又は共済減少額の算定に当たっては、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項に規定する対象農業者については、同法第三条第一項第一号に掲げる交付金に相当する数量又は金額を差し引くものとする。

3　組合等及び都道府県連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生年月日、災害の場所、災害の程度その他の災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。

4　組合等及び都道府県連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百四十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十条、第九十四条、第九十八条第一項第二号及び第九十九条第四項の規定に基づき、農作物共済基準収穫量等設定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

農作物共済基準収穫量等設定準則

第一　基準収穫量

1　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百三十六条第一項第一号の基準収穫量（以下「基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七条第一項（規則附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式をいう。以下同じ。）に応じ、当該各号に定める数量とする。

一　全相殺方式（規則第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）　次に掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、申込者（法第百三十五条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）ごと及び類区分（法第百三十六条第一項第一号に規定する共済目的の種類をいう。以下同じ。）ごとに組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該類区分に係る耕作面積を乗じて得た数量

イ　過去五年間における乾燥調製施設における計量結果（麦にあっては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）に基づく当該申込者の当該類区分に係る収穫量